平成２９年６月３０日に改定したハラスメントの防止及び対応に関する各指針の相談体制の整備については、従前より、あらゆるハラスメントの相談について一元的に応じ、問題解決を迅速かつ適切に行えるよう体制を整備しているが、各指針に記載されている内容及びフロー図について、教職員により理解していただけるよう、整理を行ったところ。

これまでも、各ハラスメントについては、教職員人事課をはじめ、校内相談窓口、大阪府職員総合相談センター、ハラスメント専門相談員に相談できるようになっており、連携を図っており、被害者へのアドバイス、加害者とされる教職員へのヒアリング・指導を行っている。今後もこのような対応が迅速かつ適切に行えるよう、引き続き取り組んでまいる。

また、加害者とされる教職員への指導については、事実状況を把握の上、校長等管理監督者や教職員人事課が指導をしてまいる。